

事 務 連 絡

平成 27 年 11 月 12 日

各都道府県衛生主管部（局）担当課 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

「がん登録等の推進に関する法律」に係る疑義解釈資料の送付について

「がん登録等の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）については、平成 28 年 1 月 1 日の施行に向けて、ご準備頂いているところですが、今般、法および施行準備に係る疑義解釈資料（その 2）を作成いたしましたので、参考までに送付します。

手数料について（法第41条関係）

問1 法第41条第3項に都道府県が情報の提供を委任する場合は条例を定めることにより、当該委任を受けた者が手数料を徴収することができる」とあるが、都道府県がみずから情報を提供する場合に、手数料を都道府県が徴収し、都道府県の収入とすることは可能か。

答 地方自治法第227条に基づき可能である。なお、この場合、地方自治法第228条に基づき条例を定める必要がある。

問2 情報の提供の事務の一部を委任する場合にも、情報の提供を受けた者に都道府県へ手数料を納めさせ、都道府県の収入とすることは可能か。

答 可能である。ただし、問1と同じく、地方自治法第228条に基づき条例を定める必要がある。

問3 平成27年12月31日以前に診断されたがんに関する情報を、都道府県が提供する場合には手数料を徴収することは可能か。

答 地方自治法第227条に基づき手数料の徴収が可能である。ただし、問1と同じく、地方自治法第228条に基づいて条例を定める必要がある。

問4 手数料を徴収する場合に、条例を平成28年1月1日から制定する必要があるか。

答 手数料を徴収するからといって、必ずしも平成28年1月1日に制定する必要はない。しかしながら、平成28年1月1日から手数料の徴収を開始する場合は、地方自治法第228条に基づき、同日までに条例を制定する必要がある。

問5 政令第12条第1号及び第2号において示されている手数料の算定根拠は何か。

答 政令第12条第1号及び第2号に規定する費用については、それぞれ、以下の考え方に基づいている。

- ・第1号（1時間当たりの費用）

国立がん研究センターにおいて職員一人ががん登録情報の提供を行う場合に1時間あたりに要する費用

- ・第2号（交付の方法に応じた費用）

それぞれの媒体の価格として通常想定される額

診療所の指定について2（法第6条第2項関係）

問1 診療所からの申請書に、保険医療コードを記入する欄は必要か。

答 当省が示した申請書案は一例であり、保険医療機関コードは必須項目ではないが、申請書に記入された医療機関名が省略されるなどして、医療機関の同定が困難となる場合も想定されることから、必要に応じて保険医療機関コードを活用していただきたい。

問2 指定された診療所を国が把握するために、当該診療所の一覧を提出する必要があるか。

答 必要ない。なお、指定された診療所については、全国がん登録システム端末を通じて都道府県が管理することとなり、国もシステム端末を通じて確認可能である。

都道府県知事の権限及び事務の委任について（法第24条第1項関係）

問1 政令第8条の「がん医療等について科学的知見を有する者として指定する者」について、公告等を行う必要はあるか。

答 必要ない。

病院等による届出について（法第5、6条関係）

問1 政令第2条で定められた有用性が認められない届出について、病院等は届出をする必要があるか。

答 必要ない。全国がん登録データベースに保存されない可能性があるが、各都道府県の判断で届出を受けることは差し支えない。

問2 診療所の指定状態と遡り調査の対象の関係はどのようなになっているのか。

答 別添資料1を参照頂きたい。

都道府県がんデータベースについて（法第22条関係）

問1 従前の「地域がん登録」を法の施行日以降に診断されたがんについても継続することは可能か。

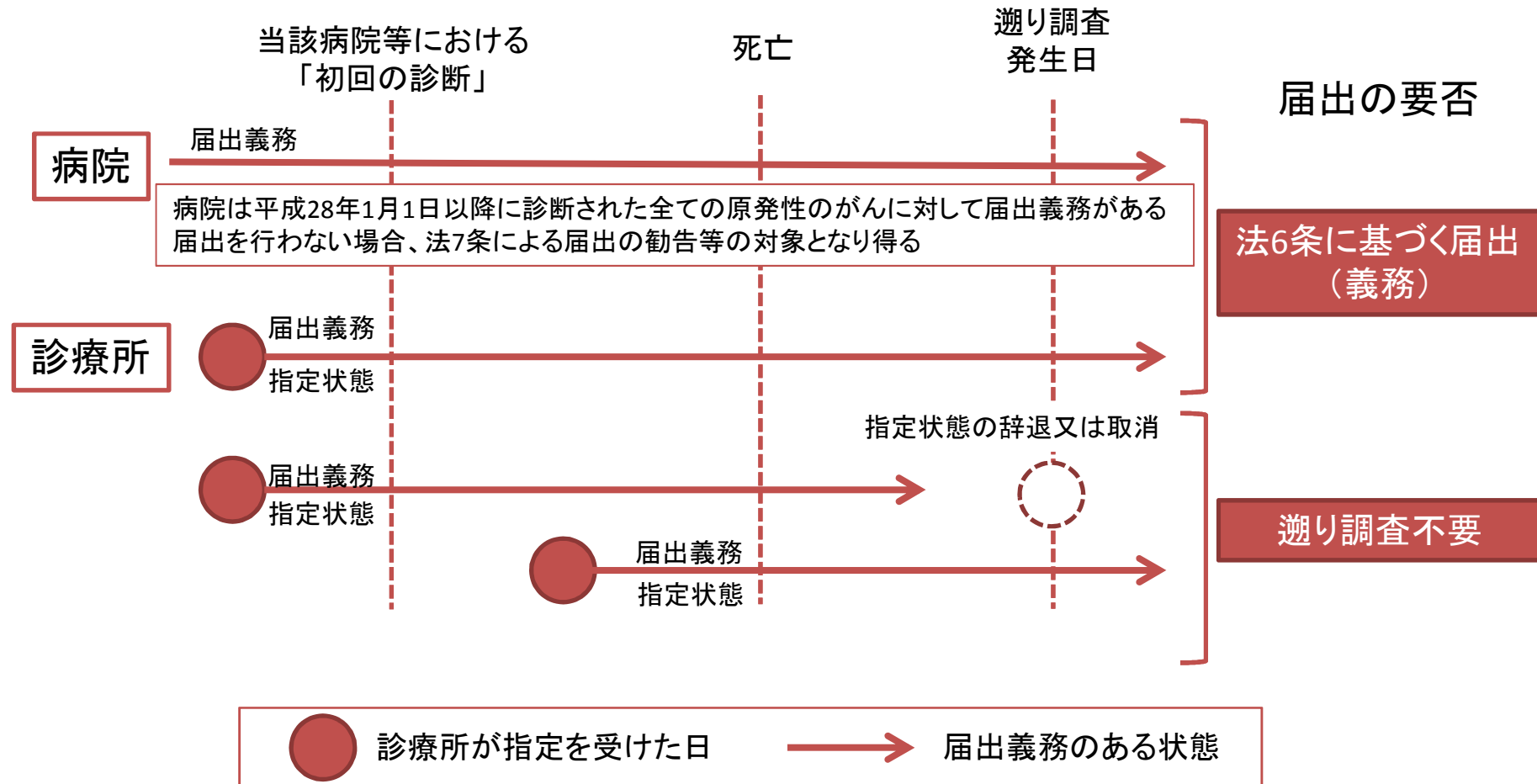
答 可能である。

問2 従前の「地域がん登録」を法の施行日以降に診断されたがんについて継続した場合に、法の施行日以降に診断されたがんの「地域がん登録」情報を都道府県がんデータベースに記録、保存するときには、審議会等の意見を聴く必要があるのか。

答 必要である。ただし、都道府県がんデータベースに保存する情報が、法の施行日前に診断されたがんに関する「地域がん登録」情報と都道府県がん情報である場合には、審議会等の意見を聴く必要はない。

遡り調査の整理

資料1



※遡り調査の法的根拠

